家庭保存・掲示用（平成３０年度版）

四日市市立常磐小学校

警報等の発表･解除に伴う児童の登下校と授業実施について

１　登校前に警報等が発表または解除されたとき

暴風警報　暴風雪警報　大雪警報		特別警報(※１) 大津波警報　噴火警報 震度５強以上の地震発生
警報等が解除された場合	警報等が発表された場合	警報等が発表された場合
７時までに解除	**７時（登校前）時点で発表中**	
平常授業 安全を確認して**集団登校(※２)** **≪大雪警報の場合≫** 積雪の状況を判断したうえで **集団登校(※３)**	**臨時休校**	**臨時休校** ◆登校はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。

２　登校後に警報等が発表されたとき

暴風警報　暴風雪警報　大雪警報	特別警報(※１) 大津波警報　噴火警報 震度５強以上の地震発生
警報等が発表された場合	警報等が発表された場合
学校にいる間に発表	
緊急集団下校（※３） ・安全を確認した後、地区担当の職員や協力いただける方々（すぐメールで協力を依頼します）とともに通学班で**集団下校**をします。	**全児童学校待機（※４）** ・校内の安全な場所に避難するなど身の安全を確保する。（ただちに命を守る行動をとる） ・その後の状況に応じて、保護者等の迎えを待つ。（「児童引取り確認カード」をご提示ください。）

３　三重県にＪアラート等を通じて緊急情報発信があった場合

登校前に配信された場合	在校中に配信された場合
全児童自宅待機 ・安全の確保ができたと判断されたのち、市から「すぐメール」等の一斉配信により連絡します。	**全児童学校待機（避難行動をとる）** ・情報の収集に努め,迅速な避難行動をとります。

（※１） 特別警報とは、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪などの警報の基準をはるかに超え、重大な災害が起こるおそれが大きい場合に発表されるものです。

（※２） 通学路に安全上の問題が生じた場合や、なお危険な状況が続いている場合は、登校を見合わせてください。その際には、学校まで連絡してください。児童が安全に登校できるようご配慮ください。

（※３） 解除後も災害が著しい等、登校に危険が予想される場合は、臨時休校、または登校時間を遅らせるなどの措置をとる場合があります。この場合は、「すぐメール」「常磐小学校ホームページ」にてお知らせします。

（※４） 緊急な事態の時には、必要に応じて学校から「すぐメール」「常磐小学校ホームページ」にてお知らせしますが、通信不能になる場合も考えられます。警報等については、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に十分ご注意ください。